

在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図るため、在宅人工呼吸器使用患者支援事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定難病」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病をいう。

2 この要綱において「特定疾患」とは、特定疾患治療研究事業実施要綱（平成27年2月16日付け26保疾第997号健康福祉部長通知）第2条に規定する対象疾患をいう。

(事業の実施方法等)

第3条 本事業は、知事が適当と認めて契約した訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。

2 前項の費用の額は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条等に規定する訪問看護療養費又は診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する在宅患者訪問看護・指導料を算定する場合には原則として1日につき4回目以降（包括型訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき訪問看護時間が90分以上に限る）の訪問看護（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）について、患者1人当たり年間260回（以下に掲げる特例措置として実施する場合を含む）を限度として次により支払うものとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、(2)から(5)に係る該当区分の費用を支払うものとする。

- | | |
|---|----------------|
| (1) 医師による訪問看護指示料 | 1月に1回に限り3,000円 |
| (2) 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき8,450円 |
| (3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき7,950円 |
| (4) その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき5,550円 |
| (5) その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき5,050円 |
- ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して(6)及び(7)に係る該当区分の費用を当面の間支払うものとする。
- なお、包括型訪問看護療養費については、除外する。
- | | |
|--|-------------|
| (6) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき2,500円 |
| (7) 准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき2,000円 |

(事業の対象者)

第4条 本事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を備えているもの（以下「対象患者」という。）とする。

- (1) 長野県内に住所を有する者
- (2) 指定難病及び特定疾患の患者で、かつ、当該指定難病及び特定疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

(事業の期間)

第5条 本事業の期間は、同一対象患者につき1年を限度とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、その期間を更新できるものとする。

(登録の申請)

第6条 対象患者は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書（様式第1号）に訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。）を添付して、知事に提出するものとする。

なお、申請者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により法第7条に規定する医療受給者証及び特定疾患治療研究事業実施要綱第8条に規定する受給者証の交付を受けていない場合には、更に、指定難病及び特定疾患に係る臨床調査個人票もしくは登録者証を添付する。

(参加の決定等)

第7条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、その可否を決定し、その結果を申請者及び事業実施訪問看護ステーション等医療機関へ通知するものとする。

(訪問看護ステーション等医療機関の責務)

第8条 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書をあらかじめ知事に提出するものとする。

2 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(経費の請求等)

第9条 本事業のために行った訪問看護指示料の請求は、知事に在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護指示料請求書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 本事業のために行った訪問看護の費用の請求は、知事に在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護費用請求書（様式第4号）を提出して行うものとする。

3 知事は、前2項による請求を受けたときは、できるだけ速やかにその費用を支払うものとする。

(書類の経由)

第10条 この要綱により知事に提出する書類は、対象患者の住所地を管轄する保健所の長を経由するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

附 則

(施行期日) (令和 6 年 2 月 16 日付け 5 保疾第 938 号健康福祉部長通知)

この要綱は、令和 6 年 2 月 16 日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

附 則

(施行期日) (令和 8 年 6 月 1 日付け 8 疾感第 322 号健康福祉部長通知)

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する